

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける林業者・木材産業者の皆様へ ～政府による支援策の概要～

令和2年6月 農林水産省 林野庁

1 >> 木材需要の減少に対応したい、需要を喚起したい

	要件	No.	利用可能な支援策 ※1	概要	相談窓口	詳細 ※2
補助事業	原木生産を伴わない森林整備により林業の雇用を維持	1	林業・木材産業成長産業化促進対策(拡充) 	植林、地拵え、下刈り、保育間伐、苗木生産(大苗化)等の定額支援を追加(最大1.5万円/人・日)	都道府県	資料1
	公共施設、外構施設等の木造化等を促進	2	過剰木材在庫利用緊急対策事業	木材需要を拡大するため以下に対して支援: ①学校・保育園・老人ホーム等の公共施設等の木造化・木質化 ②公共の用に供する公園等に設置する塀や柵、遊具等の外構施設	(一社)全国木材組合連合会	資料2 
	原木の保管費用が掛かり増し	3	輸出原木保管等緊急支援事業	輸出や国内工場へ出荷ができず滞留している原木の一時保管場所への運搬経費、借地料、防腐処理費用等の掛かり増し費用を支援	(一社)全国木材組合連合会	資料3 
	大径材が輸出できなくなり滞留	4	大径原木加工施設整備緊急対策 	大径材を付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	都道府県	資料4

2 >> 経営を継続したい、雇用を維持したい

	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
補助金	感染防止対策とともに経営継続に向けた取組を実施	5	経営継続補助金 	①販路回復、生産・販売方式の転換等の取組(補助率3/4、上限100万円) ②業種別ガイドライン等に即した感染防止対策(定額、上限50万円)	(一社)全国農業会議所	資料5
	以下のいずれかの取組を実施: サプライチェーン毀損へ対応 非対面型ビジネスモデルへの転換 テレワーク環境整備	6	持続化補助金  	左の取組を行う小規模事業者等の販路開拓等を支援(補助率2/3又は3/4、上限100万円)	日本商工会議所	
給付金	売上高50%以上減少 (1か月間の前年同期比)	7	持続化給付金	給付額:100万円以内(個人事業者) 200万円以内(法人)	持続化給付金事業コールセンター	資料6 

	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
助成金	解雇等を行わず、 <u>休業等により従業員の雇用を維持</u>	8	雇用調整助成金(拡充)	事業主が負担した休業手当の全額又は一部を助成(上限15,000円/人・日)	労働局、ハローワーク	資料7 
	子どもの学校が臨時休業した際、 <u>保護者に有給休暇を取得させた</u>	9	小学校休業等対応助成金	有給休暇を取得した労働者の賃金相当額を助成(上限15,000円/人・日)	学校等休業助成金・支援金コールセンター	

3 >> 資金繰りを確保したい

	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
政府系融資	<u>売上高の減少幅要件なし</u> (今後の影響が見込まれる事業者も含む)	10	農林漁業セーフティネット資金 (要件緩和) 	限度額:(一般)1,200万円、(特認)年間経営費等の12/12 実質無利子(※)・無担保 (※支援策No.20「林業施設整備等利子助成事業」を利用した場合)	(株)日本政策金融公庫	資料8 
		11	セーフティネット貸付 (要件緩和)	限度額:7.2億円(中小企業事業) 4,800万円(国民生活事業)	(株)日本政策金融公庫	
	<u>売上高5%以上減少</u> (最近1か月間の前年 又は前々年同期比)	12	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	限度額(別枠):6億円(中小企業事業) 8,000万円(国民生活事業) 実質無利子(※)・無担保 (※支援策No.21「特別利子補給制度」を利用した場合)	(株)日本政策金融公庫	
		13	新型コロナウイルス対策 マル経融資(拡充) 	限度額(別枠):1,000万円 実質無利子(※)・無担保 (※支援策No.21「特別利子補給制度」を利用した場合)	(株)日本政策金融公庫	
		14	危機対応融資 	限度額:6億円 実質無利子(※)・無担保 (※支援策No.21「特別利子補給制度」を利用した場合)	(株)商工組合中央金庫	
民間融資	<u>①売上高5%以上減少</u> 又は <u>②売上高15%以上減少</u> かつ <u>セーフティネット保証4号・5号、</u> <u>危機関連保証(支援策No.17~19)</u> <u>のいずれかを利用</u>	15	民間金融機関における 実質無利子・無担保融資	都道府県等による制度融資を活用 限度額:4,000万円 ①の場合:保証料・利子ゼロ(個人事業主) 保証料1/2(小・中規模事業者) ②の場合:保証料・利子ゼロ (個人事業主、小・中規模事業者)	民間金融機関	

	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
民間融資への信用保証	売上高5%以上減少 (最近3か月間の前年同期比)	16	林業・木材産業災害復旧対策保証	保証割合:80%保証 限度額(別枠):8,000万円 最大5年間の保証料免除	(独)農林漁業信用基金	資料8
		17	セーフティネット保証5号	保証割合:80%保証 限度額(別枠):2.8億円	信用保証協会	
	売上高15%以上減少 (最近1か月間かつ その後2か月間を含む3か月間の 見込みの前年同期比)	18	危機関連保証 中小	保証割合:100%保証 限度額(セーフティネット保証のさらに別枠): 2.8億円	信用保証協会	
		16	林業・木材産業災害復旧対策保証 (再掲)	保証割合:100%保証 限度額(別枠):8,000万円 最大5年間の保証料免除	(独)農林漁業信用基金	資料8
	売上高20%以上減少 (最近1か月間かつ その後2か月間を含む3か月間の 見込みの前年同期比)	19	セーフティネット保証4号	保証割合:100%保証 限度額(別枠):2.8億円	信用保証協会	
利子助成	「農林漁業セーフティネット資金」(支援策No.10)等による借入	20	林業施設整備等利子助成事業 林	最大2%、貸付当初最長10年間の利子を助成	全国木材協同組合連合会	資料8
	民間金融機関からの債務借換 ((独)農林漁業信用基金による 信用保証を利用した場合)	20	林業施設整備等利子助成事業 (再掲) 林	最大2%、貸付当初最長5年間の利子を助成 最大5年間の保証料免除 限度額:3億円又は借換資金のいずれか低い額	全国木材協同組合連合会	資料8
	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」又は「危機対応融資」(支援策No.12～14)による借入	21	特別利子補給制度(実質無利子)	貸付当初3年間の利子を助成 限度額:2億円(中小企業事業及び 商工中金による危機対応融資) 4,000万円(国民生活事業)	(独)中小企業基盤整備機構	

4 >> 税、社会保険料、公共料金を支払う余裕がない

	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
猶予等	納税が困難	22	納税の猶予等	国税・地方税の納税猶予・納付期限延長	国税庁(国税) 地方自治体(地方税)	
	社会保険料の支払いが困難	23	社会保険料の猶予等	厚生年金保険料等の換価・納付の猶予等	年金事務所等	
	電気・ガス料金の支払いが困難	24	電気・ガス料金の猶予等	料金の未払いによる供給停止の猶予等	契約事業者	

5 >> 外国人材を雇用したい						
	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
外国人材	技能実習生が <u>日本へ入国できない</u> (予定より遅れそうな場合)	25	技能実習期間の変更	認定を受けた計画の期間と入国日が3か月以上空いている場合、変更届書を提出(3か月未満の場合手続き不要)	出入国在留管理庁	 (PDF)
	技能実習生が <u>本国へ帰国できない</u>	26	技能実習生の在留資格変更の許可	・従前と同一の業務で就労する場合、「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格変更を許可 ・従前と同一の業務で就労できない場合、「特定活動(6か月・就労不可)」への在留資格変更を許可	出入国在留管理庁	 (PDF)

6 >> テレワーク環境を整備したい						
	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
テレワーク促進	新型コロナウイルス感染症対策のため <u>テレワークを新規で導入</u>	27	働き方改革推進支援助成金(特例)	テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成	テレワーク相談センター	
	<u>テレワークに利用できるツール等を導入</u>	28	IT導入補助	テレワークに利用できる業務効率化ツール等の導入支援	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	
	<u>テレワーク用設備導入</u> (30万円未満)	29	少額減価償却資産の特例	30万円未満のテレワーク用設備について全額を損金算入可能	国税庁・国税局・税務署	 (PDF)
	<u>デジタル化(テレワーク等)設備導入</u>	30	中小企業経営強化税制	即時償却又は設備投資額の税額控除	中小企業税制サポートセンター	
	<u>テレワーク導入を検討</u>	31	テレワークマネージャー派遣	テレワーク導入に関する助言、情報提供	テレワークマネージャー相談事業事務局	

7 >> 設備投資したい、サプライチェーンを強化したい						
	要件	No.	利用可能な支援策	概要	相談窓口	詳細
前向きな投資	補助対象経費の1/6以上が以下のいずれかの要件に合致する投資: <u>サプライチェーン毀損へ対応</u> <u>非対面型ビジネスモデルへの転換</u> <u>テレワーク環境整備</u>	32	生産性革命推進事業(特別枠): ①ものづくり・商業・サービス補助 ②持続化補助(再掲) ③IT導入補助	前向きな投資を行う事業者を支援: ①新製品・サービス開発や生産プロセス改善等の設備投資等を支援 ②小規模事業者の販路開拓等を支援 ③ITツール導入による業務効率化等を支援	事業全般:(独)中小企業基盤整備機構 ①ものづくり補助金事務局 ②日本商工会議所 ③(一社)サービスデザイン推進協議会	

本資料の見方

※1 「利用可能な支援策」欄において、対象業種や事業体の規模が限定されている支援策については、以下のアイコンで示しています。

-  林業者向け
-  木材産業者向け
-  中小企業向け
-  小規模事業者向け

※2 「詳細」欄において、「資料」については別添資料をご覧ください。また、本資料のPDF版で「▶」アイコンをクリックすると関連ウェブサイトが開きます。

リンク集

◆ 本資料は林野庁ウェブサイト(以下URL)に掲載予定。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/corona2.html>

◆ 農林水産省(林野庁)関連の支援策(No.1～5、10、15及び20)については、以下URLもご覧ください。

農林水産省: https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

林野庁: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/corona2.html>

◆ その他の支援策については、「詳細」欄のリンク先の他、経済産業省ウェブサイトにも情報がまとめられておりますので、以下URL又はQRコードからご確認ください。

経済産業省: <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

>> 支援策パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



◆ 中小企業・小規模事業者向け各種相談窓口(国内・海外事業)については以下URL又はQRコードからご確認ください。

経済産業省: https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html



◆ 事業者の皆様におかれては、感染拡大防止に向けて「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」も併せてご参照ください。

農林水産省: https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

<対策のポイント>

意欲と能力のある経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、資源の高度利用を図る施業の実施、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

- 国産材の供給・利用量の増加（40百万m³〔令和7年まで〕）
- 間伐材生産に係る経費の低下（1割〔令和7年まで〕）
- 高性能林業機械を整備した事業体の労働生産性の向上（2割〔令和9年まで〕）
- 木材加工流通施設の原木処理量の増加（2割〔令和9年まで〕）
- 公共建築物における木材利用の増加（累積15,000m³〔令和4年まで〕）
- 木質バイオマス利用促進施設における木材利用の増加（55万m³/年〔令和7年まで〕）

<事業の内容>

1. 持続的林業確立対策

- 意欲と能力のある経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、主伐時の全木集材と再生林の一貫作業、コンテナ苗生産施設や幼苗生産高度化施設等の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援、雇用を維持し森林の機能向上にも資する施業（植林、保育間伐等）等を推進します。

※路網の開設に加えて、法面保護工、排水施設等の機能強化を推進。

2. 木材産業等競争力強化対策

- 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援します。

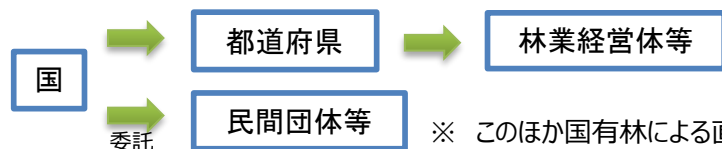
※SCM推進フォーラムと連携した木材加工流通施設等の整備についても支援。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

- 森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

<事業の流れ>

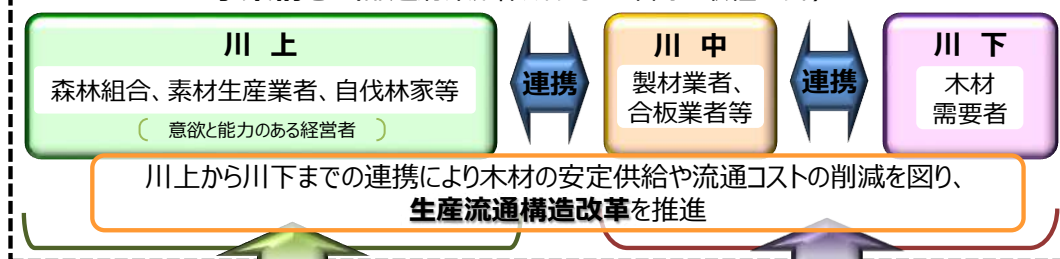
交付（定額（1/2、1/3以内等）） 交付（定額（1/2、1/3以内等））



※ このほか国有林による直轄事業を実施

<事業イメージ>

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



持続的林業確立対策

路網の整備・機能強化
高性能林業機械導入（購入、リース）
搬出間伐の推進
資源高度利用型施業
・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再生林の実施
コンテナ苗生産施設や幼苗生産高度化施設等の整備
・幼苗生産段階における種子選別機や環境制御室等の導入等
意欲と能力のある経営者の育成
・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
森林整備地域活動支援対策等
・施業の集約化に向けた境界の明確化
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
林業成長産業化地域保全対策事業
・山村地域の防災・減災対策
・森林資源保全対策
（鳥獣害、病害虫対策等）
雇用の維持等のための植林、保育間伐等

木材産業等競争力強化対策

木材加工流通施設等の整備
・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築
木造公共建築物等の整備
・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木材・木質化を重点的に支援
木質バイオマス利用促進施設の整備
・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
特用林産振興施設の整備
・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業

○ 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち 過剰木材在庫利用緊急対策事業

資料2

【令和2年度補正予算額 136,840百万円の内数】

<対策のポイント>

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、林業・木材産業においては、中国への丸太輸出の停滞、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、**国内外での木材需要の減少**やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっており、**事業者の事業継続に影響**が生じています。

輸出の停滞により行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するため**公共施設等における木材利用**を支援します。

<政策目標>

余剰輸出向け原木在庫の水準低下

<事業の内容>

○ 過剰木材在庫利用緊急対策事業

通常木材が使われない外構部や公共施設等における木材の活用を通じて輸出の停滞により行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するための取組を支援します。

また、木材利用を促進するための**普及活動を支援**します。

(対象となる施設)

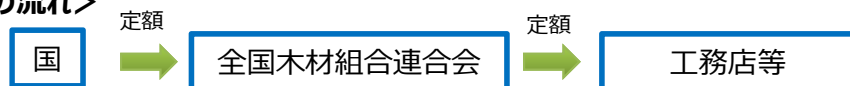
- ・ 公共建築物等木材利用促進法に基づく公共施設（学校、保育園、病院、老人ホーム、駅、庁舎等）
- ・ 災害対策基本法に基づく指定公共機関の施設
- ・ 公共の用に供する場に設置される外構（公園等の塀や柵、デッキ、遊具等）

(支援水準)

工務店等の施工者が木材を活用する際の経費（材料費、工事費等）について、以下の水準で支援。

- ・ 構造材 床面積 1 平方メートル当たり 39,000円以内
- ・ 内装材 内装面積 1 平方メートル当たり 12,000円以内
- ・ 外構材 延長 1 メートル当たり 17,500円以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



公共施設等における木材利用の推進



【お問い合わせ先】 全国木材組合連合会 (03-3580-3215)
林野庁木材産業課 (03-6744-2293)
林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

出荷できずに滞留した原木の保管・運搬を支援します

【令和2年度 輸出原木保管等緊急支援事業】

《支援事業の趣旨》

新型コロナウイルスの感染拡大により、輸出用原木の滞留、住宅建築の遅れが発生しているほか、経済全体の低迷により国内外で木材需要が減少し、製材・合板工場の減産、原木在庫の増加、更には原木の入荷制限や価格の下落といった事態が生じており、原木生産等をされる事業者の皆様の事業継続に影響が生じています。

輸出用原木が国内市場に流れると更なる価格下落が生じること、また出荷できずに林内等に滞留している原木をそのままにしておけば、品質が劣化し、需要回復時に出荷できなくなることから、本事業では、**滞留する原木を一時保管する際の掛かり増し費用**を支援します。

《助成経費・助成額等》

項 目	対象経費	助成額（上限）
①一時保管場所確保助成費	原木の一時保管場所の 土地の借り上げ等の経費	舗装：100円/m ² ・月 未舗装：50円/m ² ・月
②一時保管場所確保整備助成費	一時保管場所として借り上げた土地の 砂利敷等の仮設整備の経費	1,695円/m ²
③原木流通助成費	一時保管場所まで運搬するための 運搬、積込み、積卸し、はい積みの経費	1,500円/m ³
④品質劣化対策等助成費	原木の 防腐処理等 の経費 原木の 樹皮除去 の経費	防腐：170円/m ² 剥皮：1,382円/m ³

※令和2年4月以降の取組に要した経費を支援します。

※輸出用原木については、貿易港での取組は助成対象となりません。

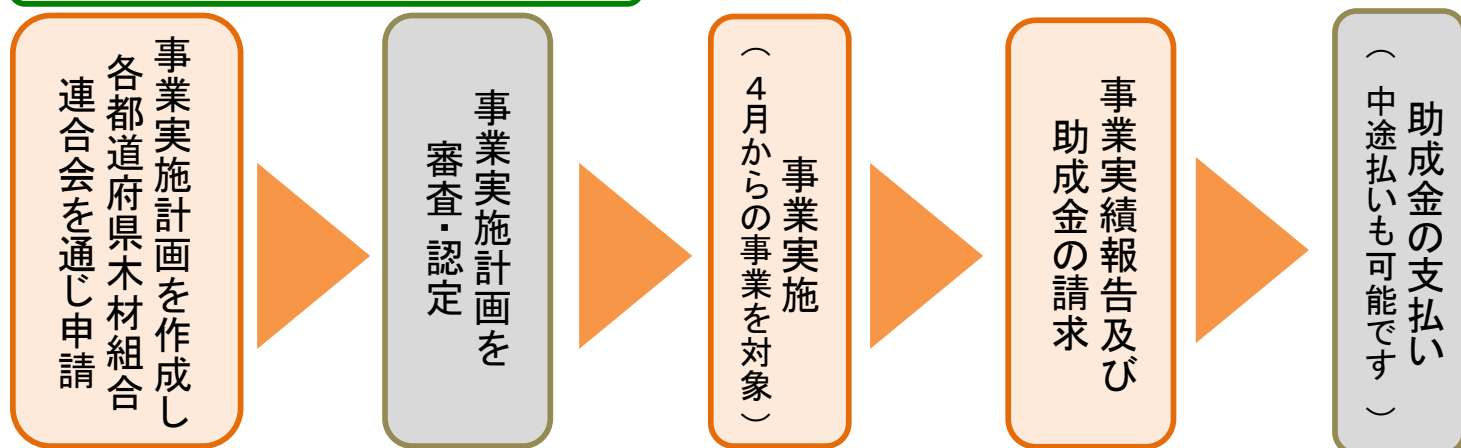
※用材・輸出用原木が対象です。

《助成対象者》

- ◆素材生産業者や森林組合など、原木を生産する事業者及びその組織する団体
- ◆素材生産者等から原木を買い取り、出荷のために保管する事業者 等

裏面では、申請から助成まで流れを示しています。

《申請から助成までの流れ》



□ : 助成希望者(事業者)

■ : 事業実施主体((一社)全国木材組合連合会)

《相談窓口(各都道府県木材組合連合会一覧)》

会員名称	TEL FAX	会員名称	TEL FAX
北海道木材産業協同組合連合会	011-251-0683 011-251-0684	三重県木材協同組合連合会	059-228-4715 059-226-0679
青森県木材協同組合	017-739-8761 017-739-8749	滋賀県木材協会	077-524-3827 077-522-4258
岩手県木材産業協同組合	019-624-2141 019-652-1018	(一社)京都府木材組合連合会	075-802-2991 075-811-2593
宮城県木材協同組合	022-233-2883 022-275-4936	(一社)大阪府木材連合会	06-6685-3101 06-6685-3102
秋田県木材産業協同組合連合会	018-837-8091 018-837-8093	兵庫県木材業協同組合連合会	078-371-0607 078-371-7662
山形県木材産業協同組合	023-666-4800 023-646-8699	奈良県木材協同組合連合会	0744-22-6281 0744-24-4587
福島県木材協同組合連合会	024-523-3307 024-521-1308	和歌山県木材協同組合連合会	073-446-0592 073-444-0498
茨城県木材協同組合連合会	0294-33-5121 0294-33-5191	鳥取県木材協同組合連合会	0857-30-5490 0857-30-5491
栃木県木材業協同組合連合会	028-652-3687 028-652-1046	(一社)島根県木材協会	0852-21-3852 0852-26-7087
(一社)群馬県木材組合連合会	027-266-8220 027-266-8223	(一社)岡山県木材組合連合会	086-231-6677 086-232-7549
(一社)埼玉県木材協会	048-822-2568 048-824-0720	(一社)広島県木材組合連合会	082-253-1433 082-255-6175
(一社)千葉県木材振興協会	0475-53-2611 0475-53-2000	一般社団法人山口県木材協会	083-922-0157 083-925-6057
神奈川県木材業協同組合連合会	045-261-3731 045-251-4891	徳島県木材協同組合連合会	088-662-2521 088-662-2224
(一社)山梨県木材協会	055-228-7339 055-222-7703	(一社)香川県木材協会	087-881-9343 087-881-9338
(一社)東京都木材団体連合会	03-5569-2211 03-5569-2233	(一社)愛媛県木材協会	089-948-8973 089-948-8974
新潟県木材組合連合会	025-245-0733 025-243-5475	(一社)高知県木材協会	088-883-6721 088-884-1697
富山県木材組合連合会	0766-30-5101 0766-30-5102	(一社)福岡県木材組合連合会	092-714-2061 092-714-2062
(公社)石川県木材産業振興協会	076-238-7746 076-238-7725	(一社)佐賀県木材協会	0952-23-6181 0952-29-2187
福井県木材組合連合会	0776-50-3625 0776-50-3626	(一社)長崎県木材組合連合会	0957-27-1760 0957-25-0242
長野県木材協同組合連合会	026-226-1471 026-228-0580	(一社)熊本県木材協会連合会	096-382-7919 096-382-7893
岐阜県木材協同組合連合会	058-271-9941 058-272-3858	大分県木材協同組合連合会	097-532-7151 097-537-8441
静岡県木材協同組合連合会	054-252-3168 054-251-3483	宮崎県木材協同組合連合会	0985-24-3400 0985-27-3590
(一社)愛知県木材組合連合会	052-331-9386 052-322-3376	(一社)鹿児島県木材協会連合会	099-267-5681 099-267-2407
		(一社)沖縄県木材協会	098-868-3656 098-863-6431

その他、申請に必要な書類等については、下記HPをご覧ください。
一般社団法人全国木材組合連合会：<https://genboku-hokan.jp>

大径原木加工施設整備緊急対策

【令和2年度補正予算額 1,500百万円】

<対策のポイント>

高齢化した人工林から生産される大径材は、国内で加工できる工場に限られるため、中国へ丸太輸出されていますが、中国国内の移動制限や経済活動停滞によって中国向け丸太輸出が停滞しています。このようなやむを得ない事情により行き場のなくなった大径材を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援します。

<政策目標>

毀損した商流の維持・拡大

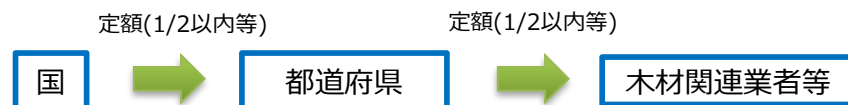
<事業の内容>

<事業イメージ>

○ 大径原木加工施設整備緊急対策

行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するため、大径原木に対応した自動選別機、バーカー（剥皮装置）、加工施設の整備を図る取組を支援します。

<事業の流れ>



大径材に対応した加工施設を導入



原木選別機

大型バーカー
(樹皮むき機)大径材用
ツインバンドソー

※整備施設の一例

1 経営継続補助金

資料5

【令和2年度第2次補正予算額 20,037百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、**感染拡大防止対策**を行いつつ、**販路回復・開拓**や**事業継続・転換**のための**機械・設備の導入**や**人手不足解消の取組**を総合的に支援することによって、**地域を支える農林漁業者の経営の継続**を図ります。

<事業目標>

地域を担う農林漁業者の経営の継続（令和3年度までに利益又は売上が増加する農林漁業者の割合が80%以上）

<事業の内容>

○対象者

農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数は20人以下のもの

○対象となる取組・補助率

（1）農協、森林組合、漁協等の「経営支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む**経営の継続に向けた取組**を支援。
【補助率 3/4（補助上限額は100万円）】

- ① 国内外の販路の回復・開拓
- ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- ③ 円滑な合意形成の促進等

※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「非接触型の生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。

（2）事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策
【補助率 定額（（1）の補助額が上限。ただし50万円まで）】

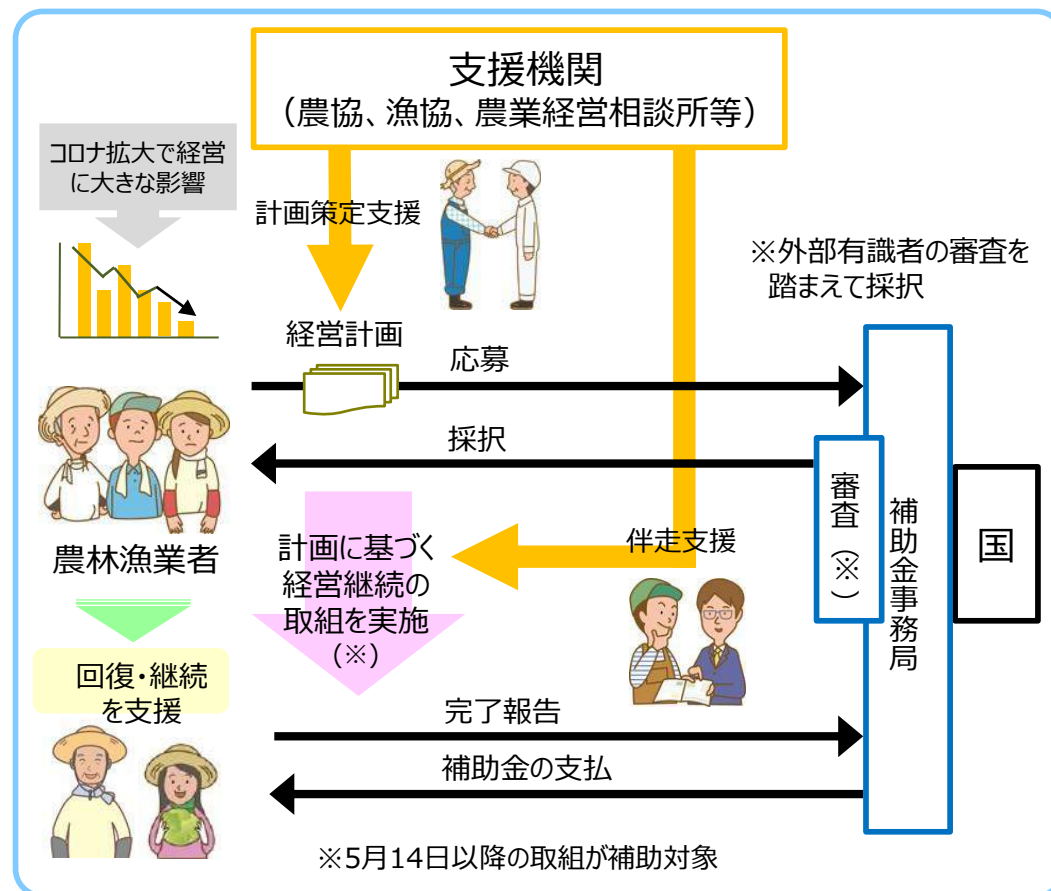
○留意点

本事業は、**給付金ではありません**。一定の行為に対して補助するものであるため、**自己負担が発生**します。例えば、（1）につき100万円、（2）につき50万円、合わせて**最大150万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約33万円**となります。
（共同申請では、**最大1,500万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約330万円**）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）



持続化給付金のお知らせ

～最大200万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、
特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、
事業の継続を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

- ① **会社だけでなく、農事組合法人等の会社以外の法人も対象です。**
(※農協・森林組合・漁協も対象になります。)

✓ 前事業年度の事業収入を基に支払われますので、**前事業年度が赤字申告でも対象**です。

- ② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、
今年のいずれかの月の事業収入が前年同月比50%以上減少
した場合に対象になります。**

✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**同月比で
50%以下であれば**、以下の計算方法を用いて給付額を計算します。

給付額の計算方法（上限：200万円）

給付額＝前事業年度の年間事業収入－（申請対象とする月の収入×12か月）

✓ **月当たりの事業収入の変動が大きい法人**は、原則に代えて、
特例の計算方法（**季節性収入特例**）を**選択可能**です（詳しくは裏面）。

- ③ **パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。**

✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

✓ 影響の大きい地域では、**農協**や**漁協**も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」を装った
詐欺にご注意下さい

申請書類

法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の**確定申告書別表一**の控え
(収受日付印が押してあるもの)
- ② **法人事業概況説明書**の控え (2枚)
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの (**売上台帳**、**帳面**など)
- ④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索



給付額の計算例

2019年 (計600万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	40	40	60	40	40	60	60	60	40	40	60
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	45 (▲25%)	28 (▲30%)	30 (▲25%)	30 (▲50%)	24 (▲40%)							

給付額の計算

(4月の収入30万円 (▲50%の月) を選択して計算)

600万円 - (30万円 × 12か月) = **240万円**

240万円 > 200万円 (上限額)

給付額 200万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす者は、以下の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月 (任意) の事業収入の合計**が、**前年の同じ期間 (基準期間) の収入の合計**と比べて、**50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計**が**前事業年度の年間事業収入の50%以上**を占める

給付額 = 基準期間の事業収入の合計
- 2020年の連続する3か月の事業収入の合計

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 8:30～19:00 (5～6月：毎日、7～12月：土曜以外の日)



持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、
特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、
事業の継続を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした林業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告**の**いずれか**を行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

**今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を
12で割った額（平均月収）の50%以下であれば対象になります。**

- ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**
(※) の**50%以下であれば**、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
※ 2019年の平均月収は、**申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額**。
※ **青色申告者**は、「2019年の平均月収」ではなく、「**所得税青色申告決算書の月別売上（収入）
金額に記載された月収**」の50%以下かどうかで判断することもできます。

給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - （申請対象とする月の収入 × 12か月）

- ✓ **青色申告者**で、**月当たりの事業収入の変動が大きい方**は、原則に代えて、
特例の計算方法（**季節性収入特例**）を**選択可能**です。（詳しくは裏面）

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」を装った
詐欺にご注意下さい

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）
（青色申告者で月別売上（収入）金額の比較で要件を判断する場合には、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも可。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索



給付額の計算例

青色申告者は、所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額でも比較できます！

2019年 (計480万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算 （4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす**青色申告者**は、次の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月（任意）の事業収入の合計**が、**前年の同じ期間（基準期間）の収入の合計**と比べて、**50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計**が**前事業年度の年間事業収入の50%以上**を占める

給付額 = 基準期間の事業収入の合計
－ 2020年の連続する3か月の事業収入の合計

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 8:30～19:00（5～6月：毎日、7～12月：土曜以外の日）

<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 林野庁経営課（TEL 03-6744-2286）

はじめての雇用調整助成金

どうしたらもらえるの？

- ① 売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
- ② 従業員を計画的に休業させた
- ③ 休業させた従業員に休業手当を支払った

※ 他にも支給要件があります

休業とは・・・

働く意思と能力があるのに、働くことができない状態

※ 休暇や休日是对象になりません。

Step 1 : 休業の計画を立てましょう

- ✓ 休業はいつからいつまで？何日間？
- ✓ 休業時間は1日中？一部の時間帯？
- ✓ 休業させる従業員は何人？全員？
- ✓ 休業手当の額は平均賃金の何%？

※労働基準法で60%以上と決められています

Step 2 : 休業協定書にまとめ、従業員の代表と合意しましょう

- ✓ Step 1 で立てた計画を書面（様式は任意）にまとめます

※ガイドブック（簡易版）に記載例があります

- ✓ 労働組合または労働者の代表と合意します

裏面へ

※ 特例期間中は計画届の提出は不要です

Step 3 : 計画どおりに休業させ、休業手当を支払います

- ✓ Step 1 で立てた計画に沿って休業します
- ✓ 休業日数や時間を従業員ごとにタイムカードや出勤簿に記載します
- ✓ 休業手当の額を従業員ごとに給与明細や賃金台帳に記載します

※支給申請時に提出しますので忘れずに記載しましょう

Step 4 : 助成金の支給申請書を作成します

申請様式と作成マニュアルを準備

- ✓ 従業員ごとに休業日数、休業手当額等を記入します
- ✓ 休業手当総額×助成率で助成額を計算します
- ✓ 事業所名、口座番号などを記入します

添付資料を準備します

Step 5 : 労働局・ハローワークに申請します

- ✓ 窓口・郵送のいずれかを選べます

労働局・ハローワークの審査があります

指定した口座に、助成金が振り込まれます

詳しくはガイドブック（簡易版）をご覧ください。
申請様式や作成マニュアルもここからダウンロードできます。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索



雇用調整助成金の特例措置の拡大（緊急雇用安定助成金含む）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険被保険者とならない労働者について、休業等により雇用調整を行う農業経営体も本助成金の対象となります！

【助成額】

労働者をやむを得ず休業させた際に、支払った休業手当等の額の5分の4※を助成等（解雇等をしていない、休業手当を6/10以上支払っている場合等は助成率を引き上げ）（上限8,330円/日）

※ 常時使用する従業員の数が300人以下、又は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の場合

【助成対象期間】 4月1日～6月30日

【提出書類について】休業等実施計画の提出が不要となるなど、大幅に簡素化されました。オンラインによる申請も可能になります。（現在、システムの整備中）

※詳細は裏面を確認願います。

【助成対象事業主】

令和2年1月23日以前より事業を開始し、雇用契約を締結している労働者がおり、次のいずれかに該当する林業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

A 雇用保険又は労働者災害補償保険に加入している林業経営体

➡ 最寄りの労働局又はハローワーク（下のQRコード）、
雇用調整助成金等コールセンター（0120-60-3999）にお問い合わせ下さい

（助成金の詳細・申請書）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

（労働局、ハローワークの問合せ一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html

（助成金の詳細・申請書）（問合せ先）



B ・ Aに該当しない雇用保険の暫定任意適用事業所※である林業経営体

※常時5人未満の労働者を雇用する個人経営的林業経営体

・ Aに該当しない労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所※である林業経営体

※労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営的林業経営体

➡ 助成金の申請には、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

詳細は裏面をご確認のうえ、下記まで提出してください。

林野庁林政部経営課 林業労働対策室（郵送のみ）

住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-0483

従業員が概ね20名以下の経営体の申請様式及び手続きフロー

これまでの窓口、郵送に加え「**オンラインでの提出**」も可能です。（現在、システム整備中）
詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000631540.pdf> を確認願います。

【林野庁への提出書類】 **反対面「B」の方のみ必要。8月17日までに提出願います。**

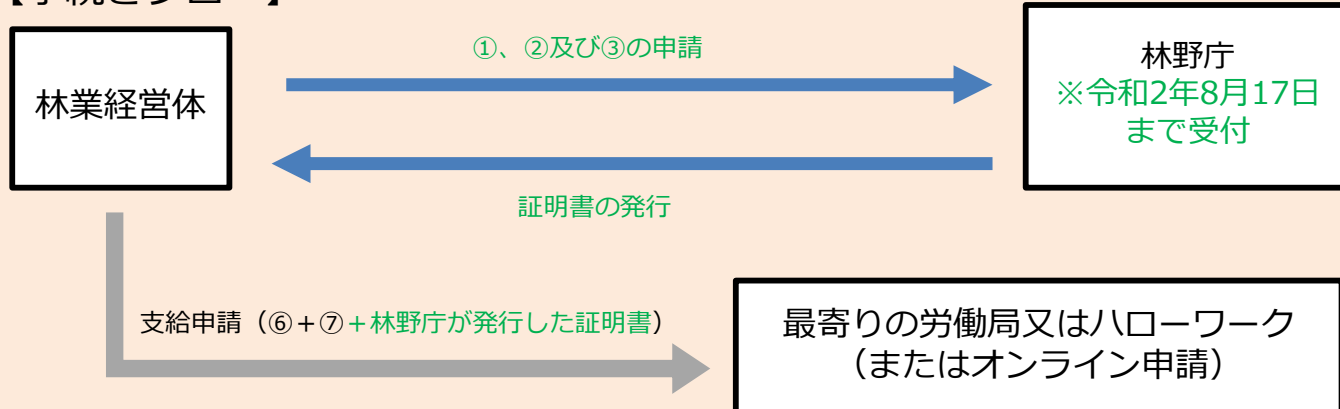
- ①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ②事前要件確認書（様式第3号）
- ③添付書類一式
 - ・住民票（個人番号省略で3ヶ月以内のもの。コピー不可。）
 - ・林業を営む事業実態が分かる書類（林業に係る請負契約書。もしくは事業内容が分かる納品書・請求書・領収書等で1年以内のもの。）
 - ・返信に必要な額の切手を貼付し返信先の住所を記載した封筒

【厚生労働省への提出書類】 **8月31日までに、最寄りの労働局、ハローワークへ。**
また、④～⑦については、「1ヶ月毎」に作成願います。

- ④休業実績一覧表：様式小第2号
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）
※休業の実績について、従業員毎に記載願います。
- ⑤支給申請書：様式小第1号
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）
※雇用保険、労災保険に加入していない場合は、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
- ⑥支給要件確認申立書：様式小第3号
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）
※法人番号を有しない場合、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
- ⑦添付書類一式（様式任意）
 - ・比較した月の売上がわかる書類（売上簿、収入簿等）
※売上が減少した月と、比較対象とする月の2月分が必要です。
2回目以降は提出不要です。
 - ・休業させた日や時間がわかる書類（出勤簿、シフト表等）
 - ・休業手当や賃金額がわかる書類（給与明細写し等）
 - ・（役員がいる場合）役員名簿
 - ・（反対面「B」の方のみ）農業等個人事業所に係る証明書

※申請に当たっては、「緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル」を参照願います。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000631528.pdf>

【手続きフロー】



8 林業・木材産業金融緊急対策

資料 8

【令和2年度補正予算額 1,500百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大により、林業・木材産業においては、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、国内外での**木材需要の減少**やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっており、**事業者の事業継続に影響**が生じています。このため、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者等の経営維持・再建のための資金繰り等を支援するため、**融資の充実・円滑化**等を図ります。

<政策目標>

経営の維持安定に必要な資金調達の円滑化

<事業の内容>

1. 林業関係資金融資円滑化事業

96百万円

- 経営の維持安定が困難な林業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金について、**実質無担保・無保証人での融資**を行います。

2. 林業施設整備等利子助成事業

104百万円

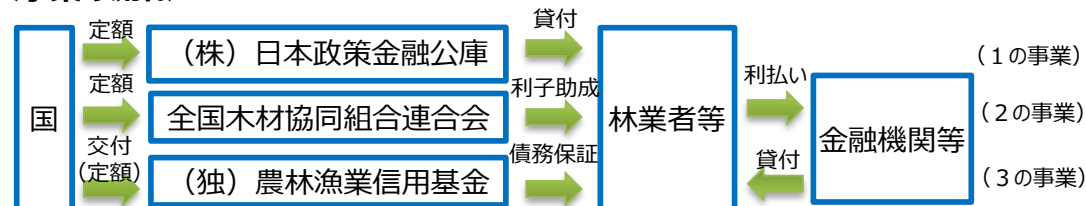
- 経営の維持安定が困難な林業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫等の農林漁業セーフティネット資金等又は3の事業を活用した民間金融機関からの借換資金について、**最大2%、貸付当初最長10年間（借換資金については最長5年間）の利子を助成**します。

3. 林業信用保証事業

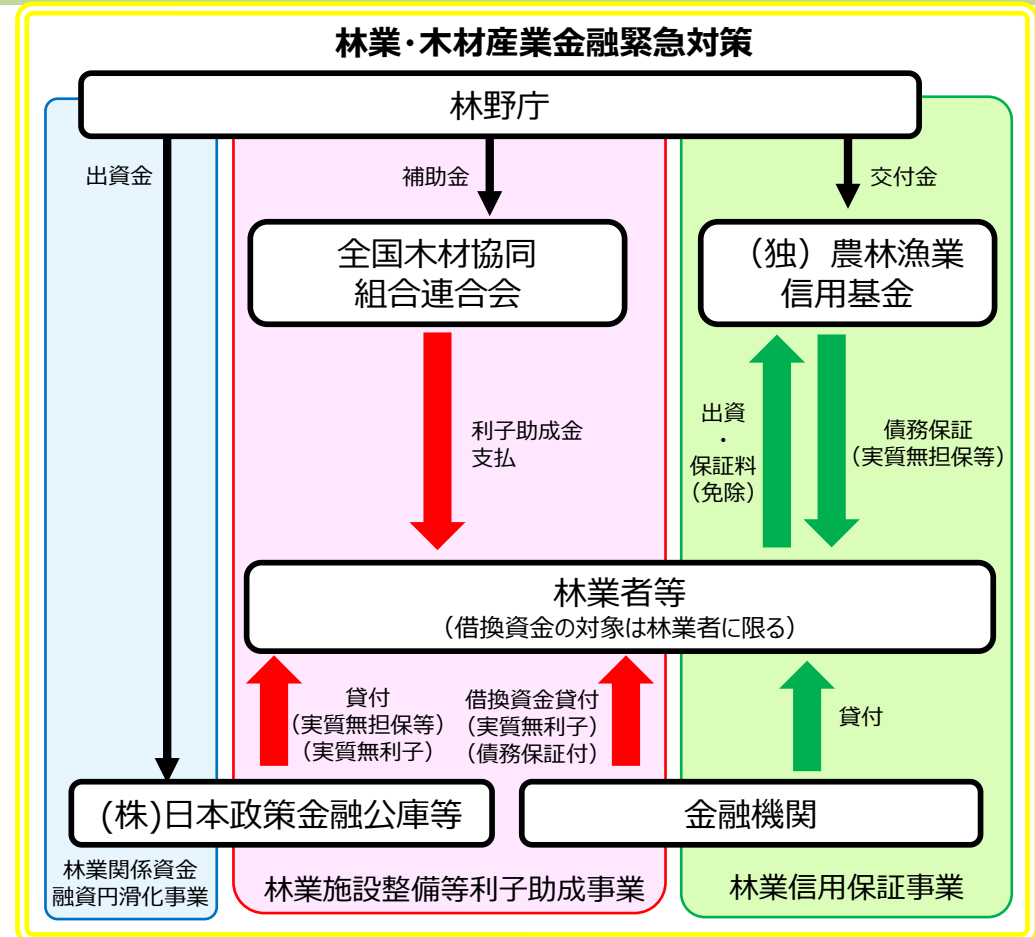
1,300百万円

- （独）農林漁業信用基金に対し、以下の経費を支援します。
 - ① 信用基金の財務基盤の毀損を防ぐとともに、**実質無担保・無保証人**で債務保証を引き受けるための経費
 - ② 経営の維持安定のために林業者等が民間金融機関から運転資金等を借り入れる際に信用基金の債務保証を利用する場合又は2の事業を活用して借換資金を借り入れる場合、**保証料を最大5年間実質免除**するための経費

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁企画課（03-3502-8037）



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 農林漁業者等の皆さま向け特例措置のご案内

日本政策金融公庫 農林水産事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の皆さまが事業継続のために必要とする資金に特例措置を設けております。

特例措置の内容※下記資金の特例を適用するための要件のほか、各資金をご利用いただくための要件(裏面)があります

1 金利負担軽減

次の資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により、融資当初5年間（林業者は10年間）実質無利子となります。

対象者	対象資金
農業者等	・ 農林漁業セーフティネット資金 ・ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) ・ 経営体育成強化資金
林業者	・ 農林漁業セーフティネット資金(利子助成は、融資額3億円が上限となります。)
漁業者	・ 農林漁業セーフティネット資金(利子助成は、融資額1千万円が上限となります。)

2 融資限度額引上げ

次の資金について、融資限度額が引上げとなります。

対象資金	融資限度額〔括弧内は現行の取扱い〕
農林漁業セーフティネット資金	一般 : 1,200万円 [600万円] 特認※ : 年間経営費等の12分の12 [同12分の6] ※「特認」とは、簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合

3 実質無担保・無保証人

次の資金について、実質無担保・無保証人※となります。

※担保は融資対象物件、保証人は同一経営の範囲内に限ります。

対象者	対象資金
農業者等	・ 農林漁業セーフティネット資金 ・ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) ・ 経営体育成強化資金
林業者	・ 農林漁業セーフティネット資金
漁業者	・ 農林漁業セーフティネット資金

【お問い合わせ】

日本政策金融公庫 支店 農林水産事業

TEL: — —

担当: 、

支店一覧はこちら



ー新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまにご利用いただける資金ー

農林漁業セーフティネット資金

ご利用いただける方	主業農林漁業者(注)等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある方
資金の使いみち	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
利率	実質無利子(融資当初5年間(林業者は融資当初10年間))
融資期間	10年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	(一般)1,200万円、(特認※)年間経営費等の12分の12 ※簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

ご利用いただける方	認定農業者(農業経営改善計画の認定を受けた方)であって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方
資金の使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響により必要なものに限ります。) ただし、経営改善資金計画書を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。 ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、その他の経営費 ○施設・機械の取得
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間10年以内)
融資限度額	【個人】3億円(特認6億円) 【法人】10億円(特認20億円[一定の場合30億円]) ※ 法人の特認のご利用に際して、民間金融機関からの資金調達等の要件があります。

経営体育成強化資金

ご利用いただける方	主業農業者(注)等であって新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方
資金の使いみち	経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響により必要なものに限ります。) ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、利用料の一括払い等 ○施設・機械の取得
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	負担額の80%かつ個人1億5,000万円、法人・団体5億円の範囲内

(注)主業農林漁業者とは

個人：農(林漁)業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農(林漁)業に係る粗収益が200万円以上の方

法人：農(林漁)業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農(林漁)業に係る売上高が1,000万円以上の方

林業・木材産業災害復旧対策保証

—新型コロナウイルス感染症対策—

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付けで「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方 ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)
保証限度額	8,000万円 (通常の保証限度額とは別枠で利用できます。)
資金用途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金
保証期間	運転資金5年以内(特認7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間2年以内)
返済方法	一括返済/分割返済
保証料の特例	<u>最大で5年間「保証料免除」となります。</u>
貸付利率	金融機関所定の利率 (市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。)
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 電話 03-3294-5585・5586 URL: https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

林業施設整備等 利子助成事業

こんなとき、借入金の利子を助成します。

「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」「施業集約化のために林地を取得したい。」
「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」
「資金繰りを円滑にし経営の維持安定を図りたい。」などの林業者等のこうした思いにお応えして、
設備投資などに対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。

対象者は次の①～④の要件の**いずれか**を満たす林業者等の皆さんです。
また、対象となる資金・融資機関・利子助成対象額・助成期間・助成率は以下のとおりです。

	①	②	③	④
対象者	経営管理実施権の設定を受けることができる者として都道府県から公表されている者	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく 林業経営改善計画 又は 合理化計画の認定を受けている者	自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた者	社会的・経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる者
対象資金	林業構造改善事業推進資金 補助事業と一体となって、林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	農林漁業施設資金 森林取得資金 相続等に必要な資金	農林漁業施設資金 林業基盤整備資金 農林漁業セーフティネット資金	農林漁業セーフティネット資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫 民間金融機関	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫
利子助成対象額※	上限3億円	上限3億円 上限5,000万円	上限3億円	上限3億円
助成期間	最長5年間 (経営管理実施権の設定を受けた者は最長10年間) (ただし、いずれも償還終了時まで)	最長5年間 (ただし、償還終了時まで) 最長10年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)
助成率	最大2%	最大2%	最大2%	最大2%

※1 上限額は、同一年度内で、(株)日本政策金融公庫資金は①、②、③及び④を通算して3億円、民間金融機関資金は5,000万円です。

2 貸付限度額は別途定められておりますので、詳しくは(株)日本政策金融公庫にお問い合わせください。

補助事業とセットで賢く利用しましょう。

各種事業と組み合わせればますます有利にご利用できます。

たとえば、1/2の補助がある事業と組み合わせれば、残り1/2のうち80%（上限）を日本政策金融公庫から借り入れたときの利子の助成（最大2%）を受けることができます。

（例）

木材加工施設や
高性能林業機械を
整備する事業

補助率 1/2



残り1/2のうち
80%（上限）を
公庫から借り入れ

林業施設整備等
利子助成事業

利子分の助成
（最大2%）



手続きの流れ



全国木材協同組合連合会では、広く事業実施対象者を募集しています。
それぞれの事業について、助成申請から助成金の支払いまでの
手続きの流れは次のようになります。

1 資金の借り入れ

利子助成の対象となる①～④のいずれかに該当する

林業者等 は、(株)日本政策金融公庫又は **民間金融機関**
から資金を借り入れます。

林業者等

林業を営む者又は林業と
木材産業を併せ営む者

民間金融機関

銀行、信用金庫、
農業協同組合、農業協同
組合連合会、信用協同組
合、農林中央金庫

2 申請書の提出

林業者等は、都道府県木材協同組合連合会などを經由して、
全国木材協同組合連合会(全木協連)に助成の申請をします。

3 助成決定の通知

全木協連は、学識経験者等からなる審査委員会を開催し、申請内容を
審査し、助成を決定した場合は林業者等に助成決定の通知をします。

4 事業実施報告書の
提出・検査

全木協連は、林業者等からの事業実施報告書の
提出を受け、検査等を行います。

5 助成金の請求・
支払い

全木協連は、林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫や民間金融
機関への利息振込の証明書を確認して、助成金を林業者等に支払います。

6 事業遂行状況
報告書の提出

林業者等は、毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告書を提出して
いただきます。

● 事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階 TEL.03-3580-3215
<http://www.zenmokukyo.jp/>

林業施設整備等利子助成事業（借換資金）

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者の方が、全国木材協同組合連合会による「利子助成」と（独）農林漁業信用基金による「債務保証」を受けることを条件に、林業経営の維持安定を図るために必要な借換資金を民間金融機関から借り入れることができます。

ご利用条件等	
対象者	対象者は次の①～③の要件をすべて満たす林業者の皆さんです。 ① 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けている者若しくは育成経営体として都道府県に選定されている者 ② 林業所得が過半を占める者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。） ③ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者
対象資金	独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を受けた経営の維持安定に必要な借換資金 ただし、以下の資金は、借換の対象になりません。 - 株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金 - 林業・木材産業改善資金・木材産業等高度化推進資金 - 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金 - 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
金融機関	民間金融機関（銀行、信用金庫、農業協同組合・同連合会、信用協同組合、農林中央金庫）
貸付限度額	3億円又は林業経営の維持安定を目的とした借換資金のいずれか低い額
利子助成期間	最長5年間（ただし、償還終了時まで）
利子助成率	最大2％（対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年2％以下の場合が対象）

手続きの流れ	
1	資金の借入申込 申請者は、民間金融機関に借換資金の借入れを申込みます。（（独）農林漁業信用基金への債務保証の申込は民間金融機関から行われます。）
2	申請書の提出 申請者は、借入の申込みと併せて、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）へ直接申請書を提出します。【別記様式第1号の3】 添付資料：民間金融機関に提出した書類一式の写し（借入申込と債務保証にかかるもの） 全木協連は、申請者に申請書を受理したことを通知をします。（資金の借入より遅くなる場合があります。）・・・・・・【別記様式第2号の3】
3	資金の借入れ 申請者は、民間金融機関から借換資金を借り入れます。 申請者は、金銭消費貸借契約書や債務保証承諾書等の写しを全木協連に提出していただきます。・・・・・・【別記様式第2号の3 別添】 注：様式は、ダウンロードした様式に受付番号を記載して使用して下さい。 添付資料：金銭消費貸借契約書の写し、償還年次表の写し及び債務保証承諾書の写し
4	助成決定の通知 全木協連は、申請者に助成決定の通知をします。・・・・・・【別記様式第2号の1】
5	助成金の請求・支払い 申請者は、全木協連に林業施設整備等利子助成事業利子助成金請求書を提出します。・・・・・・【別記様式第4号】 全木協連は、民間金融機関への利息振込の証明書を確認して、助成金を指定された口座に振り込みます。

※ 上記事務手続きの内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。
 借換資金の借入には審査があります。お近くの民間金融機関にお問い合わせください。
 その他、債務保証については、（独）農林漁業信用基金（03-3294-5585）までお問い合わせください。（[信用基金公式サイト](#)）

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階
 TEL：03-3580-3215
<http://www.zenmokukyo.jp/>